五の三　坑廃水処理施設等、有害物質貯蔵指定施設、鉱煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設、石綿粉じん発生施設、騒音発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設が設置された鉱山等に係る鉱業権を承継したとき	承継があった日から三十日以内	鉱業権を承継した事実

第四十六条第二項の表第六号中「坑廃水処理施設」を「坑廃水処理施設等及び有害物質貯蔵指定施設」に改め、同表第七号中「坑廃水処理施設」を「坑廃水処理施設等」に改める。

第四十七条第二項第十二号中「坑廃水処理施設」を「坑廃水処理施設等」に改める。

別表第二第三号上欄中「受けているもの」の下に「及び次号に掲げるもの」を加え、同号の次に次のように加える。

三の二　坑内において使用する自動車（専ら連絡地下道の通過の用に供するものを除き、内燃機関の種類がガソリン機関であるものに限る。）	当該施設に関する事項 一　運転箇所 二　自動車の構造 三　ブレーキの種類又は構造

別表第二第二十六号下欄中「坑廃水処理施設」を「坑廃水処理施設等」に改め、同表第三十四号の次に次のように加える。

三十五　有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設の構造

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二十一号を第二十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　有害物質使用特定施設（当該有害物質使用特定施設に係る鉱山等から水質汚濁防止法第二条第八項に規定する特定地下浸透水を浸透させる場合を除く。）又は同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する施設については、同法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合すること。

第九項第二十二号イ中「ディーゼル機関」の下に「又はガソリン機関（人を運搬する自動車又は施設等の巡視及び点検の用に供する自動車であって、火災及び有害ガスによる危害を防止するための適切な措置が講じられているものに用いられるものに限る。）」を加える。

第十条中「第二十二号イ」の下に「（ディーゼル機関に限る。）」を加える。

第十八条第一項及び第十九条中「第十四号、第十五号、第二十号及び第二十一号」を「第十五号、第十六号、第二十一号及び第二十二号」に改める。

第二十条第一号中「第十四号から第十九号まで」を「第十五号から第二十号まで」に改める。

第三十条第一項中「及び第四条」を「、第四条及び第五条第十四号」に改め、同条第二項中「第五条第九号から第十四号まで及び第二十号」を「第五条第九号から第十五号まで及び第二十一号」に改める。

第三十六条中「第五条第十六号及び第十七号」を「第五条第十七号及び第十八号」に改める。

第四十一条中「第五条第十六号から第十九号まで」を「第五条第十七号から第二十号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に鉱山保安法施行規則第一条第二項第六号に規定する鉱山等に設置している水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設（同法第五条第二項に該当する場合を除き、設置の工事をしている場合を含む。）及び同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（設置の工事をしている場合を含む。）については、この省令の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、この省令による改正後の鉱山保安法施行規則第十九条第八号及びこの省令による改正後の鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第五条第十四号の規定は、適用しない。